

住宅宿泊事業法第6条に関するチェックリスト

様式①

住宅宿泊事業法第6条の国土交通省令で定める措置について報告します。
以下に記載の事項は、事実と相違ありません。

横浜市長

届出者 商号又は名称
氏 名
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電 話 番 号
ファクシミリ番号

届出住宅の条件等	住宅の種類について	規模等について	A-1	A-2	B-1	B-2
	A) 一戸建て住宅、長屋	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積の合計が50㎡以下 2) 上記以外		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
B) 共同住宅、寄宿舍	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積の合計が50㎡以下 2) 上記以外				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p style="color: red;">届出住宅の条件等に応じて、下記の安全確保の措置(①～⑰)をチェックの上、様式②の追加図面を提出してください。 (様式①②の丸囲み数字(③⑤⑥⑧⑨⑫⑬⑯⑰)は対応関係にあります)</p>						
安全確保の措置(平成29年国土交通省告示第1109号)	非常用照明器具(告示第一)…対象となる部分ごとに①をチェック					
	①	JIL適合マークのある非常用照明器具が設置されている 対象となる部分:		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	防火の区画等(告示第二第一号)…②③のいずれかにチェック					
	②	複数のグループが複数の宿泊室に宿泊しない		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	③	複数のグループが複数の宿泊室に宿泊する場合、防火の区画又は警報設備等が設置されている		<input type="checkbox"/>	※2	<input type="checkbox"/>
	その他の安全措置(告示第二第二号)…イロハニホのすべてを確認					
	イ…④⑤⑥のいずれかにチェック					
	④	2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が100㎡以下		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤	主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている場合で2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が200㎡以下		<input type="checkbox"/>	※2	
	⑥	④⑤以外の場合で、当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けている		<input type="checkbox"/>	※2	
	ロ…⑦⑧⑨のいずれかにチェック					
	⑦	宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡未満		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑧	⑦以外の場合で、届出住宅が耐火建築物、準耐火建築物等である		<input type="checkbox"/>	※2	
	⑨	⑦以外の場合で、宿泊者使用部分の居室及び当該居室から地上に通ずる部分の内装仕上げが、建築基準法施行令第128条の5第1項に規定されているとおりに不燃化されている		<input type="checkbox"/>	※2	
	ハ…対象階ごとに⑩⑪⑫のいずれかにチェック					
	⑩	各階における宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡(地下の階にあつては100㎡)以下(対象階:)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑪	⑩以外の場合で、3室以下の専用の廊下である(対象階:)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑫	⑩以外の場合で、階の廊下(3室以下の専用のものを除く。)の幅が、両側に居室がある廊下にあつては1.6m以上、その他の廊下にあつては1.2m以上である(対象階:)		<input type="checkbox"/>	※2	
	ニ…⑬⑭のいずれかにチェック					
	⑬	2階における宿泊者使用部分の床面積の合計が300㎡未満		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑭	⑬以外の場合で、届出住宅が準耐火建築物である		<input type="checkbox"/>	※2		
ホ…⑮⑯⑰のいずれかにチェック						
⑮	宿泊者使用部分が3階以上の階に設けられていない		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
⑯	延べ面積が200㎡未満で宿泊者使用部分が3階に設けられている場合で、警報設備を設け、堅穴部分と堅穴部分以外の部分とを間仕切り壁等で区画している		<input type="checkbox"/>	※2		
⑰	⑮⑯以外の場合で、届出住宅が耐火建築物である		<input type="checkbox"/>	※2		

※1 届出住宅に家主が居住しており、不在(法第11条第1項第2号の一時的なものは除く。)とならない場合
※2 様式②による追加図面及び明示すべき事項の検討が必要になります。